

市第70号議案

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の
基準に関する条例の一部改正

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の
基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関
する条例（平成27年12月横浜市条例第73号）の一部を次のように改
正する。

第1条中「第12号の規定に基づき病院」を「第12号並びに第2項
第1号及び第3号の規定に基づき病院及び療養病床を有する診療所
」に改める。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（療養病床を有する診療所の人員に関する基準）

第6条 法第21条第2項第1号の規定により、療養病床を有する診
療所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が
4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はそ
の端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応

じた適當数

- 2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。
ただし、新たに開設し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

(療養病床を有する診療所の施設に関する基準)

第7条 法第21条第2項第3号に規定する条例で定める施設は、談話室、食堂及び浴室とする。

- 2 第5条第2項第2号から第4号までの規定は、前項に規定する施設について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 療養病床を有する診療所に置くべき従業者及びその員数は、当分の間、この条例による改正後の横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1。ただし、そのうちの1については、看護師又は准看護師とする。

(2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数

- 3 新条例第6条第2項の規定は、前項第1号に規定する入院患者の数について準用する。

- 4 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省

令第8号。以下「平成13年改正省令」という。) 附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号) 附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所(平成13年改正省令の施行後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち、新条例第7条第1項に規定する施設を有しない診療所については、同条の規定は適用しない。

提 案 理 由

地方自治法施行令等の一部改正に伴い、療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準を定めるため、横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市病院及び診療所における専属の薬剤師の配置等の
基準に関する条例（抜粋）

(~~上段~~ 改正案)
(~~下段~~ 現 行)

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき病院及び診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定めるとともに、法第21条第1項第1号及び第12号並びに第2項第1号及び第3号の規定に基づき病院及び療養病床を有する診療所における人員及び施設に関する基準を定めるものとする。

（療養病床を有する診療所の人員に関する基準）

第6条 法第21条第2項第1号の規定により、療養病床を有する診療所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに開設し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。

（療養病床を有する診療所の施設に関する基準）

第7条 法第21条第2項第3号に規定する条例で定める施設は、談

話室、食堂及び浴室とする。

2 第5条第2項第2号から第4号までの規定は、前項に規定する
施設について準用する。

(委任)

第8条 (本文省略)
第6条